

# 人権相談窓口のご案内

困 市民生活課相談支援人権係 (☎内線1207)

皆さんが日常生活の中で、「これは人権上問題ではないだろうか」と思われ  
たときにご相談ください。

例えば、こんなときに相談ください

- ・差別的な扱いを受けている
- ・ありもしないうわさ話を流されている
- ・身体的な悪口、差別的な発言を受けている
- ・高齢者や子どもが虐待を受けている
- ・高年齢者や子どもが虐待を受けている
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けている
- ・インターネット上で個人の名誉やプライバシーを侵害された など

## 人権擁護委員による相談

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。予約は不要です。直接会場にお越しください。

困 日時 毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分  
会場 第2相談室

困 日時 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分  
会場 多目的集会室

※日程、会場は変更となる場合がありますので、広報あんなかや市ホームページなどをご確認ください。

## 前橋地方法務局による各種電話相談

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分、祝日・年末年始を除く)

- みんなの人権110番(☎0570-003-110)  
差別や虐待、パワー・ハラスメントなどのさまざまな人権問題
- 子どもの人権110番(☎0120-007-110・全国共通フリーダイヤル)  
いじめや体罰などの子どもの人権問題
- 女性の人権ホットライン(☎0570-070-810・全国共通ナビダイヤル)  
DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に関する人権問題

# 地籍調査実施区域のおしらせ

困 耕地建設課国土調査係 (☎内線2144)

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地について調査、測量するものです。また、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿と地図(公図)として備え付けられることにより、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引

の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めて進めています。  
○平成30年度の実施区域  
安中市松井田町五料  
字弁天河原・小竹の一部(実施区域図を参照ください)  
※来年度は安中市松井田町五料の小竹の一部を予定しています。



平成30年度地籍調査実施区域図  
(青枠で囲まれた区域)

実施区域およびその隣接の土地所有者の皆さんには、後に説明会開催の通知をいたしますので、事業の推進にご協力ください。また、事前準備などのため、実施区域およびその周辺には測量業者など関係者が立ち入ることがありますので、ご了承ください。